

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年8月3日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）宮崎台宅地開発事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

- ・ 株式会社リクルートコスモス 戸建事業部
事業部長 杉田 薫
東京都港区海岸三丁目9番15号
- ・ 株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役社長 梅木 篤郎
東京都渋谷区渋谷三丁目9番9号
- ・ 株式会社申明ハウジング
代表取締役 山崎 伸
東京都足立区栗原三丁目21番11号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）宮崎台宅地開発事業

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市宮前区宮崎四等目1番1外

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

戸建て住宅用地開発及び道路・公園等の都市基盤施設の整備

（2）内容

ア 区域面積： 49,049 m²

イ 民有地

- (ア) 宅地面積 : 33,555 m² (戸建住宅 245戸)
(イ) 緑化地面積 : 196 m² (5ヶ所)
(ウ) その他用地面積 : 75 m² (ごみ集積所用地)

ウ 公共用地

(ア) 道路

- a 区画道路面積 : 12,719 m²
b 歩行者専用道路面積 : 243 m²
c 道路敷地緑地 : 335 m²

- (イ) 公園面積 1,926 m² (2ヶ所)

5 指定開発行為の施行期間

着手予定 : 平成16年10月 完了予定 : 平成18年4月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年8月3日(火)から平成16年9月1日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。)

(3) 場所

宮前区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(4) 時間

午前8時30分から午後5時まで

7 問い合わせ先

川崎市環境局環境評価室

電話044-200-2156